

別紙1

「金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件」(案)等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>告示(案)によると、次世代 EDINET タクソノミの適用開始時期について、金融庁が XBRL 作成ツールを提供する開示書類に係るものは、次世代 EDINET 稼働開始後から早期適用可とされている。</p> <p>しかしながら、金融庁が平成 24 年 10 月 4 日に公表した資料によると、「次世代 EDINET で XBRL 作成ツールを提供する開示書類については、ツールを利用した場合、次世代 EDINET 稼働直後から新タクソノミでの開示書類提出が可能となります。」と記載されており、記載ぶりが異なっている。</p> <p>何らかの方針変更を行ったのか。</p>	<p>方針は、変更しておりません。</p> <p>金融庁が XBRL 作成ツールを提供する開示書類について、XBRL 作成ツールを利用しない場合には、次世代 EDINET 稼働開始後も、附則別表第 1 に定める次世代 EDINET タクソノミの適用対象となるまでの間は、HTML での開示書類提出が可能です。</p> <p>しかしながら、次世代 EDINET 稼働開始後に、当該ツールを利用して開示書類を提出する場合には、次世代 EDINET タクソノミでの提出となること等を勘案して、早期適用可としたものです。</p>
2	<p>6か月決算ファンドについては、有価証券報告書と有価証券届出書を併せて提出し、半年後に有価証券報告書と訂正有価証券届出書を提出するといった運用をしている会社が多数となっている。</p> <p>例えば、平成 25 年 10 月に有価証券報告書と有価証券届出書を提出し、平成 26 年 4 月に有価証券報告書と訂正有価証券届出書を提出する場合、平成 26 年 4 月に提出する有価証券報告書は、平成 26 年 1 月決算の計算期間に対するものなので、次世代 EDINET タクソノミにより提出することとなる。しかしながら、同時に提出する訂正有価証券届出書は、訂正前の有価証券届出書が平成 25 年 10 月に終了する計算期間に対するものなので、現行 EDINET タクソノミの適用対象となる。</p> <p>このままだと、同一の財務諸表について、現行 EDINET タクソノミと次世代 EDINET タクソノミの二種類の XBRL データを作成する必要があることから、負担を軽減していただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、計算期間が6月を超えないファンドについて、次世代 EDINET タクソノミ適用開始後の有価証券報告書を提出した後に、現行 EDINET タクソノミにより提出した有価証券届出書の訂正届出書を遅滞なく提出する場合には、当該訂正届出書を HTML 形式で提出するよう、附則第 2 項ただし書を追加しました。</p>
3	<p>告示(案)によると、四半期報告書及び半期報告書に係る次世代 EDINET タクソノミの適用開始時期は、「平成 26 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に属する四半期報告書及び半期報告書に係るもの」と記載されている。</p> <p>しかしながら、平成 24 年 10 月 4 日に金融庁が公表した資料によると、「次世代 EDINET タクソノミの適用対象となる有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書については、例えば、平成 25 年 12 月 31 日以後終了する年度、四半</p>	<p>御指摘のとおりです。</p> <p>四半期報告書及び半期報告書に係る次世代 EDINET タクソノミの適用開始時期については、開示書類提出者の御意見、御要望等を踏まえて繰り下げました。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>期及び半期から適用することを考えています (ただし、最終的な適用開始時期及びその詳細は、総合運転試験の後、公表を予定。)」とされている。</p> <p>つまり、3月決算会社の四半期報告書について、次世代EDINETタクソミの適用開始時期は、告示(案)では平成26年8月に提出するものからとなり、平成24年10月4日に公表された資料では平成26年2月に提出するものからとなる。</p> <p>四半期報告書及び半期報告書に係る次世代EDINETタクソミの適用開始時期を遅らせたのか。</p>	
4	<p>告示(案)に「HTML仕様書1.1」の記載が2か所あるが、「XHTML仕様書1.1」の誤りではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえて修正します。</p>